

委 員 長 報 告 書

さる 3 月 11 日の本会議において、本委員会に付託された、

請願第11号 コロナ禍での市民への生活支援として、水道料金の減免を
求める請願について

を審査するため、3月18日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成少数
で不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

記

請願第 11 号の主旨は、新型コロナウイルス感染症の流行が長期にわたり、
自粛生活や感染防止対策など市民生活に多大な影響を与えるなか、市民の
負担を少しでも軽減し、今後も市民が感染抑止の取組みを継続できるよう
水道基本料金の 3 カ月間免除を求めるものである。

委員から、当局に対し、何度も水道基本料金の減免を求めているが、優
先順位が低いということで、断固としてこの政策を採ろうとしないのはな
ぜか とのただしがあり、水道基本料金の減免は水道使用量の多寡にかか
わらず一律的にならざるを得ず、公平性を考えたとき、生活支援としての
優先順位は高くない。また、北部地域等の大型マンション入居者のように、
市と直接契約をしない親メーター検針方式の方や、市の水道を使用してい
ない方が基本料金減免の恩恵を受けられないことや、飲料水供給施設と市
の上水道の基本料金に違いがあることから、この政策を採ることは難しい
との答弁がありました。

大型マンションに入居している方や、市の水道を使用していない方にど
のように対応するか、また、飲料水供給施設との基本料金の違いについて
も、解決方法はいくらでもあると考える。実際に、他の自治体では、様々
な工夫をしながら基本料金の減免を行っていると聞いているがいかがか
とのただしがあり、全国の事例を調べたわけではないが、近隣自治体では
大型マンションに入居している方は対象外と判断したと聞いている。本市

では生活支援で対象外となる方がいては公平性を欠くと考え、水道基本料金の減免ではなく他の施策で支援していきたいと考えているとの答弁がありました。

水道基本料金の減免も検討したが、橋本市生活応援クーポン券を配布することが、より生活支援として適していると考えたと判断してよいかとのただしがあり、新型コロナウイルス感染症の影響は、商工業者や農林業者など様々な地元業者にも出ているため、生活応援クーポン券の配布の方が、地元業者等への支援にも繋がり効果があると考え、実施しているとの答弁がありました。

市としてどういう検討を重ねた結果、水道基本料金の減免ではなく生活応援クーポン券の発行に至ったのかとのただしがあり、家族構成等を考えたとき水道基本料金減免よりも1人あたり5,000円のクーポン券発行の方が、より公平性を担保できると考えた。また、それを通し、市内業者に還元してもらうことが、より市民への支援に繋がると判断したとの答弁がありました。

紹介議員に対し、水道基本料金減免の期間を3カ月とした根拠は何かとのただしがあり、第3次地方創生臨時交付金の額から3カ月の減免であれば可能ではないかと判断したとの答弁がありました。

討論に入り、採択することに賛成の立場から、根本的に橋本市の水道料金が高く、しかも今のコロナ禍のなかで、水道使用量も増えている。水道料金の減免については一般会計から公営企業会計への繰り出しが地方創生臨時交付金の対象となることから、本請願に賛成するとの討論がありました。

採択することに反対の立場から、水道基本料金を減免すると、余りにも不公平が多く平等性が担保できない。一方で、生活応援クーポン券であれば、市民の方が自由に使いたい形で使え、市の中でお金が回る。また、各家庭においてクーポン券で支払った余剰金を水道料金にあてることも可能と解釈しているので、本請願に反対するとの討論がありました。